

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第30号

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部を改正する条例

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例（平成28年四日市市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担金)</p> <p>第8条 市は、組合から引継いだ各農業共済勘定積立金及び<u>第2条に規定する事務によって生じた剰余金396,287,379円並びに業務引当金のうち37,774,000円を、三重県農業共済組合に負担金として支出するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>(条例の有効期限)</u></p> <p>2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、前項に規定する日以後に第8条の規定に基づく負担金の支出を行う場合にあっては、同条の規定は当該負担金の支出の日限り、そ</u></p>	<p>(負担金)</p> <p>第8条 市は、組合から引継いだ各農業共済勘定積立金及び<u>業務引当金のうち必要な金額を、三重県農業共済組合に負担金として支出するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

の効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)